

○財務省告示第二百五十九号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
三十年九月三日に発行した政府短期証券の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成三十年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百八十回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

十六 払込期日	十五 者入札参加	十四 場所	十三 元償還金支払額	償還金額を支払い、その翌営業日に償還するときは、その翌営業日に	十二 償還期限	平成三十年十二月三日	国債市場	特別参加	非・第I	争入札発	行入札発	行発格競争	平成三十年九月三日	額の整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額の金	振替法の規定による振替口座簿
平成三十年九月三日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円		平成三十年十二月三日	厘二毛							額面金額百円につき百円三銭八	厘五毛以上のそれぞれの際募価	額面金額百円につき百円三銭六	平成三十年九月三日